

令和 5 年 11 月 2 日

日本原子力研究開発機構
新型転換炉原型炉ふげん

1.概要

新型転換炉原型炉ふげん(以下、「ふげん」という)では、廃止措置の進展に伴い必要な除熱対象機器が減少してきていることから、令和 4 年 11 月 16 日の廃止措置計画の変更認可を経て、原子炉運転中から維持してきた原子炉補機冷却系による一括冷却方式から、除熱対象機器ごとに個別に冷却する代替冷却装置への変更を進めてきている。

このうち、今年度末までに設置を終える計画としていた「再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復水器」及び「中央制御室換気系チリングユニット」の冷却装置の設置工事について、メーカーとの調整も進めてきたところ、物品調達が長期化する市場情勢の影響もあり、特に分電盤内の電源装置等の納期が長期化し、工事の終期が当初計画より約 1 年程度の延伸が不可避の見通しとなった。

2.今後の進め方

「ふげん」の「廃止措置計画」では、本文 7「廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置,構造及び設備並びにその性能,その性能を維持すべき期間」において、本件工事に係る設計及び工事の方法を記載しており、また、具体スケジュールを「図 7-7」で示し、令和 6 年 3 月までに据付完了、供用開始としている。

これに対し、上述のとおり本件工事の終期が延伸する見通しとなったことから、「図 7-7」の欄外に「工程は作業状況等により前後することもあり得る。」の注記はあるものの、約 1 年の終期延伸はこの注記の程度を超過する変更と捉えている。

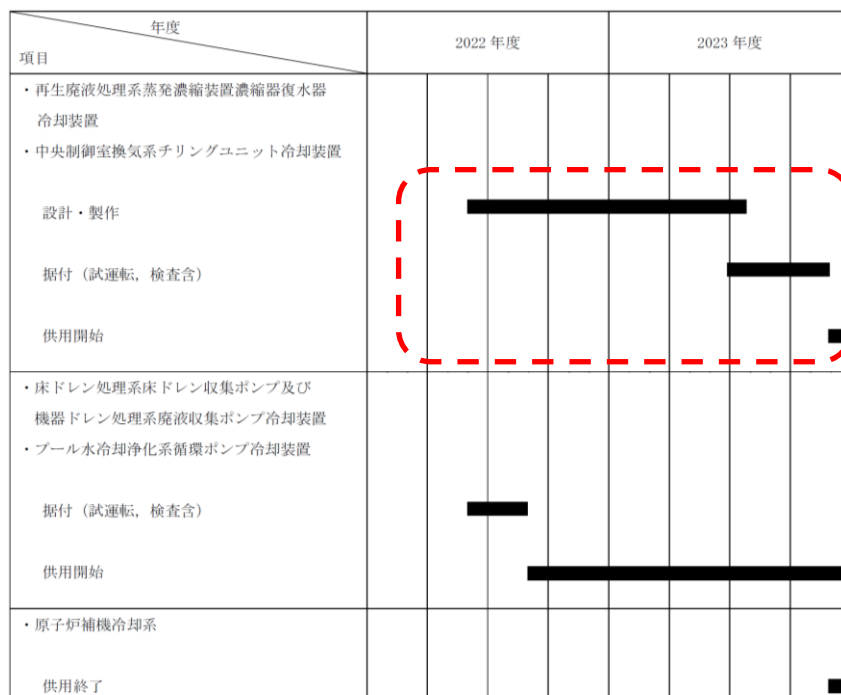
ただし、本件工事の終期が延長した場合でも、原子炉補機冷却系の代替冷却装置の設置が完了し、供用を開始するまでは、既存の原子炉補機冷却系に要求される除熱機能の維持管理を継続するため、施設の保安及び廃止措置作業への影響は生じない。このため、本件工事の具体スケジュールを示す「図 7-7」における終期の延伸は、研開炉規則第百十三条で規定される「廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更」として、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更該当すると考えている。(変更を予定する図 7-7 の変更前後の比較を添付に示す)

以上の状況を踏まえ、今後の機構内での申請手続きに要する期間を約 1 ヶ月程度と見込んでおり、その中で変更届出に係る決裁日から 30 日以内に、「廃止措置計画」の変更を原子力規制委員会に届け出させていきたい。

-以上-

「図 7-7 原子炉補機冷却系代替冷却装置設置工事工程」の変更前後の比較

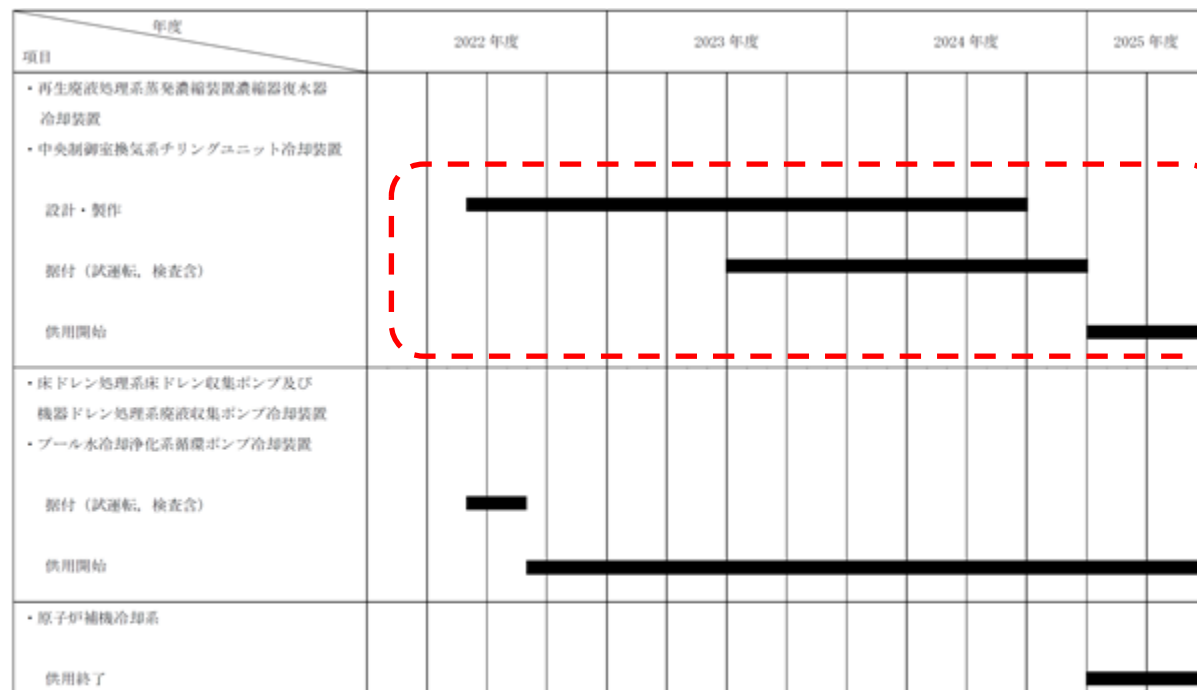
【変更前】



工程は作業状況等により前後することもあり得る。

図 7-7 原子炉補機冷却系代替冷却装置設置工事工程

【変更後】



工程は作業状況等により前後することもあり得る。

図 7-7 原子炉補機冷却系代替冷却装置設置工事工程

注:上述は変更箇所の見認性を意識した比較用途に纏めたものであり、実際に届け出す際の「廃止措置計画」の記載とは体裁が異なるものである。

原子炉補機冷却系の代替冷却方式の概要

